

令和3年第7回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和3年7月26日(月) 開会：14時30分 閉会：16時10分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 橋 野 博 一
 教 育 政 策 課 長 〃
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
 学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新南陽地域政策課課長補佐 磯 金 亮 彦
 熊毛総合出張所次長 家 永 敦 夫
 鹿野総合出張所次長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 主 査 吉 村 誠
 教 育 政 策 課 主 査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	教育長職務代理者の指名について
3	報告第16号 周南市立図書館協議会委員の委嘱について
4	議案第29号 周南市社会教育委員の委嘱について
5	議案第30号 令和4年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用一般図書の採択について

7 委員会協議会

(1) 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について

(報告者：人権教育課)

(2) 共催及び後援大会等一覧表

(報告者：該当課)

教育長

ただ今から「令和3年第7回教育委員会定例会」を開催いたします。

審議に入ります前に、本日着任をいたしましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。今朝、藤井市長さんから辞令をいただき、今日から皆様の仲間に入れていただくことになりました、厚東と申します、どうぞよろしくお願いいたします。今年の3月末に、下松市にあります末武中学校を最後に定年退職いたしまして、4月から約4カ月、毎日が日曜日の生活を過ごしておりましたけれども、これから、精一杯頑張っていきたいと思っております。

周南市との関わり^{かか}としては、太華中学校に新任で着任し、その後、鼓南中学校・住吉中学校で教員として生活させていただきました。その後、学校教育課に2回に分けて通算5年間お世話になりました。38年間の教職生活の内、24年位、周南市でお世話になったところがございます。お世話になった周南市で恩返しをするようにと中馬前教育長に言われているのではないかと思いますので、頑張らせていただきます。周南市の未来を支えていく子どもたちをしっかりと育てていかななくてはならない、その上では教育は大事だと思っておりますので、お力添えをいただきたいと思っております。委員の皆様方、教育委員会の事務局の皆様方には大変ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、同じく本日より、「吉本妙子」委員が新たに就任されましたので、吉本委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

吉本委員

改めまして皆さんこんにちは。吉本妙子と申します。私は、33年ほど前に周南市に嫁いでまいりまして、現在32歳と30歳の息子がおります。30年ほど前から企業人として働いてまいりまして、全く教育の知識もございませんし、教育に携わる仕事をした訳でもございません。ですが、こんな私だからこそきっと、何か皆様にちょっとだけお話することができるのではないかと、ということで重大の任務を引き受けさせていただいたのですけど、今この場において、どうしようと思っていることが正直なところでございます。ですけれども、微力ですがしっかり務めさせていただこうと思っております。こんなことも知らないのかということ、ひょっとしたら皆さんにお尋ねして、お時間を頂戴するかもしれませんが、どうぞ温かく見守っていただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、議事日程に従いまして、進めてまいります。

まず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと片山委員さん」をお願いいたします。

教育長

続きまして、日程第2、「教育長職務代理者の指名について」でございます。この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長職務代理者の指名について、その趣旨を説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条において、「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」と規定されており、同条第2項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」ことが規定されております。

このたび新たに厚東教育長が就任されたことに伴いまして、改めて教育長職務代理者の指名をお願いするものでございます。以上です。

教育長

ありがとうございます。ということで、私の方から教育長職務代理者を指名させていただきたいと思っております。教育委員会が所掌します業務の大多数につきましては、基本的には学校に関するものでございます。そこで、私といたしましては、学校現場で管理職としてご活躍され、また教育行政の場でも勤務経験がございます、松田委員さんに教育長職務代理者をお願いしたいと思います。松田委員さんお願いできますでしょうか。

(松田委員了承)

どうぞよろしく申し上げます。

3	議案第16号 周南市立図書館協議会委員の委嘱について
---	----------------------------

教育長

それでは、続いて日程第3、報告第16号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

議案書1ページ、報告第16号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」説明いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

2ページをご覧ください。図書館協議会委員の委嘱につきましては、図書館法第14条、第15条、第16条及び周南市立図書館条例第8条に基づいております。委嘱委員につきましては、周南市立図書館条例第8条に、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。」と定めており、今回は、公募委員2名を含む11名を選任しております。

なお、委嘱期間につきましては、令和3年7月1日から、令和5年6月30日までの2年間となっております。

以上、ご報告申し上げます。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

松田委員

公募の方が2名おられますが、全体数としては何人位の応募がありましたか。

中央図書館長

3名の募集をしたのですけれども、応募が2名ということで、この2名の方を選考の結果、委員として選任しました。

松田委員

わかりました。

教育長

その他、よろしいでしょうか。それでは、報告第16号を承認いたします。

4	議案第29号 周南市社会教育委員の委嘱について
---	-------------------------

教育長

続いて日程第4、議案第29号「周南市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課です。「周南市社会教育委員の委嘱について」ご説明をいたします。議案書の3ページ、4ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

4ページをご覧ください。社会教育委員は、社会教育法に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するために設置するものでございます。周南市社会教育委員設置条例において、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を、委嘱することとしており、7月31日をもって任期が満了することにより、この度委嘱するものでございます。公募委員を含めまして、委嘱期間は、令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年間でございます。以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

松田委員

こちら公募ですけど、公募の様子と、再任された方は多いのでしょうか。

生涯学習課長

まず、公募委員についてお答えします。2名程度ということで募集をいたしまして、5名の応募がありました。小作文と面接を行いまして、拮抗しておりましたので、3名の方をこの度、公募委員として選びました。また、再任につきましては、公募の方お1人は再任になりますが、残りのお2人は新任でございます。それから、留任の方におきましては、お1人新任の方がいらっしゃいますが、残りの方は継続になります。以上です。

教育長

その他何かご質問はありますか。

片山委員

委嘱区分の内容ですけども、家庭教育、学校教育、社会教育という区分は、どのように理解すればよろしいでしょうか。

生涯学習課長

学校教育は、校長会のご推薦をいただいた方を学校教育という形で区分しております。家庭教育という部分は若干社会教育と跨またがっている委員さんが実のところいらっしゃいますけれども、この度、家庭教育支援チームの方をお願いする、広く社会教育というよりも、子どもさんや、家庭

により近い様な方を家庭教育として私どもの方で区分をしているところでございます。

教育長

よろしいでしょうか。それでは、議案第29号を承認いたします。

5	議案第30号 令和4年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用一般図書の採択について
---	--

教育長

ここでお諮りいたします。続く日程第5、議案第30号「令和4年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用一般図書の採択について」ですが、教科用図書の採択については、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定があるのですが、「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」という規定がございます。先程申し上げました、適切な審議確保の観点から、次の議案第30号については、秘密会としたいと思っております。

それに向けて、採決を行いたいと思っております。議案第30号の審議を秘密会とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(委員全員が挙手)

それでは、議案第30号の審議を、秘密会とすることに決定いたします。

【これより秘密会】

教育長

それでは、議案第30号の審議を終了します。

以上で秘密会として審議すべき議案は終了いたしました。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。

松田委員

給食費の納入について、どのくらいのパーセンテージになっているか、もし分かれば教えてください。頑張っているようなので、分かる範囲で教えてください。

学校給食課長

直近ではないのですが、6月末で93%位の納付率でした。コンビニ等でもお支払い可能なので、日々納入があります。

松田委員

新しい取組で、残り何か月かの子どもさんもおられるし、いろいろな事情もあると思いますが、9割を超えるとずいぶん違う、すごいなと思っております。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして「令和3年第7回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

片 山 研 治 委員 _____